

議第28号

三島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
を改正する条例案

第1条 三島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和63年
三島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 三島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次
のように改正する。

第3条第2項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月
1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件
に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日か
ら適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の三島市
教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給さ
れた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和2年2月18日提出

三島市長 豊岡武士